



# 『源氏物語』と紫式部ゆかりの地を巡る 雅な秋の京都2日間

コース NO MW5PZ-O  
①2名1室  
③1名1室

## ■現地発着 出発日2024年11月30日(土)

旅行代金(おとなおひとり様)

J-Basket	会員	会員以外
2名1室	135,000円	138,000円
1名1室	165,000円	168,000円

- ◆ご参加にはJ-Basket会員の同伴が必要です(J-Basket会員の方は、おひとり様でもご参加可能です)。◆こども代金はおとなと同額。
- ◆夕食1回、昼食2回、朝食1回
- ◆募集人員14名◆最少催行人員10名(受付人員おとな1名様より)
- ◆添乗員は同行します。
- ◆旅行代金には、ハイヤー代、貸切バス代、食事代、宿泊代、入場料、及び、諸税・サービス料が含まれます。
- ◆利用バス会社: 京都ヤサカ観光バス、東豊観光バス、近江鉄道、奈良交通、京阪バスのいずれか。

## 【行程】

●入場 →バス ⇒新幹線 ==ハイヤー ・ ・ 徒歩

1 日 目	京都(11:30~12:30発) → ●平等院(鳳凰を屋上にいただく鳳凰堂には、仏師・定朝作と確実視されている阿彌陀如来像が鎮座しています) → 京・宇治 抹茶料理 辰巳屋(宇治ならではの抹茶料理の昼食) → ●宇治市源氏物語ミュージアム(『源氏物語』の魅力をお楽しみ展示と映像で紹介) → ホテルオークラ京都(チェックイン) == 京料理 はり清(江戸時代から続く老舗の懐石料理をご堪能ください) == 同ホテル宿泊
2 日 目	朝: 宿 → ●盧山寺(紫式部の邸宅跡であり、『源氏物語』執筆の地とされています) → ●嵯峨嵐山文華館(百人一首の歴史と魅力、日本画の粋を伝えるミュージアム) ・ ・ 京・嵐山 錦(四季折々の桜宿膳コースをご堪能ください) → ●野宮神社(現存する黒木鳥居は、樹皮が付いたままの日本に唯一残る貴重な鳥居) → ●清涼寺(光源氏が造営した嵯峨の御堂と目される寺院) → 京都(16:30~17:30着)

## お申し込みの方へのご案内(お申し込みいただく前に、この頁と各コース毎のご案内とご注意を必ずお読みください。)

お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

### ●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTBグループ京都府京都市東区川2-3-11観光局長官登録旅行業第712号、以下「当社」といって企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といふ)を締結することになります。また、旅行条件書は、下記の内容のほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と併せてご説明及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部にあります。なお、当パンフレットに記載された旅行条件と別途お渡しする旅行条件書(全文)に記載された条件との相違がある場合は、当パンフレットの旅行条件が適用されます。

### ●お客様の申し込み及び契約成立時期

- 1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かさせていただきます。
- 2) 電話、郵便、ファックスその他の通信手段でお申し込みの場合、当社からの予約承諾する旨の通知がお客様に到達した翌日より3日以内にお申込金の支払をさせていただきます。
- 3) お客様が旅行予約お申し込みの時点で有効な申込金を提出された場合、当社からの予約承諾する旨の通知がお客様に到達した翌日より3日以内にお申し込み内容を確認の上、お申込金の支払いをさせていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
- 4) 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)に①お申込金を当社が受取ったとき、また、郵便又はファックスその他の通信手段でお申し込みの場合、申込書の支払い後、当社からの旅行契約承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。また、電話、郵便、ファックスその他の通信手段でお申し込みの場合でも、通信契約によって契約が成立したときは、右記「通信契約」を希望されるお客様の旅行条件(1)の定めにより契約が成立します。
- (5) ①お申込金(おとり)

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
6万円未満	旅行代金の20%	10万円未満	20,000円
3万円未満	3,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	旅行代金の20%

### ●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発前日の前日かその前日または13日以内のある日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)お支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名を旅行代金・取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し込みの時点で、お客様の承諾をいただきます。

### ●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額を取消料として申し受けます。(1)取消料の金額は、契約書面に明示します。(2)本表の適用に当たっては、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

契約解除の日	取消料(お1人様)
1) 21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無 料
2) 20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては10日目)(3~6を除く)	旅行代金の20%
3) 7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※お客様の都合による出発日の変更、運行・宿泊機関等行程中の一部変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。  
※オプションプラン及び航空等補償代金についても、出発日を基準として上記取消料を適用いたします。  
※各コースに適用取消料の明記がある場合は、その取消料を適用いたします。  
※貸切船舶を使用する旅行については、上記の表におおきくコースページ別に記載する取消料にいたします。  
※お客様の都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。

### ●旅行代金に含まれるもの

旅行行程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない航空・フェリー・バス、宿泊費、食事代、入場料・観覧料及び諸費用等)並びに、お客様の都合により一部負担していただく費用は含まれません。また、お客様の都合により、お客様の個人費用及び個人負担費用は含まれません。

### ●「当社」の責任

- 1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害が生じたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。ただし、損害発生を要する事由から起算して2年以内(当社に於いては通知があった場合に限ります)。
- 2) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間満了にかかわらず損害発生を要する事由から起算して4日以内に当社に申し出てお支払いがあった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が賠償責任を負うあたりが最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)

### ●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約の特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物に一定の損害が生じたときは、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。  
・死亡補償金: 1500万円 ・入院見舞金: 2~10万円 ・通院見舞金: 1~5万円  
・旅行用品損害補償金: お客1名につき3~15万円(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

### ●お客様の責任(抜粋)

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービス内容を円滑に受領するため、万一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識したときは、旅行地において速やかにお申し出を添乗員、幹事員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込先に申し出なければなりません。

### ●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

- 当社提携のクレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といふ)の署名を旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といふ)を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者による当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行業者により異なります。)
- 1) 通信契約による旅行契約は、当社からの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したとき成立するものとします。
  - 2) 「カード利用日」は旅行代金等の支払いまたは払戻依頼を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日」とします。(ただし、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を返金する旨の旨の旨を通知して10日以内にお支払いをさせていただきます。)
  - 3) 与信等の理由により会員のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の取消料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

### ●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、お怪しなご発生した場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の取扱いが困難な場合があります。これを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込書の取扱い欄にお知らせいたします。

### ●事故等のお申し出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、または、お申込先に通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第にご通知ください。)

### ●個人情報の取扱について

当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様が申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関・保険会社等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための予約に必要範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を活用させていただくことがあります。

### ●その他

お客様が旅行参加中に、新型コロナウイルス感染症に罹患し、または濃厚接触者となった場合など、現地の法令等に基づき隔離その他の措置が必要となった場合には、その指示に従っていただきます。またこれに要する費用はお客様の自己負担となります。

### ●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2024年6月30日を基準としています。また、旅行代金は2024年6月30日現在の有効な運賃・料金を基準として算出しています。

旅行企画・実施  
**JTBガイアレック**  
観光局長官登録旅行業第712号 日本旅行業協会正会員  
東京都品川区東品川2-3-11 〒140-8602

**ボンド保証会員** 旅行業公正取引協議会会員  
一般社団法人日本旅行業協会正会員

【受託販売】 お申し込み・お問い合わせは下記の販売店をご利用下さい。

確定情報を記載する最終旅行日程表につきましては、当社より特にご連絡の無い場合は本パンフレット記載内容をもって替えさせていただきます。  
総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取扱いに関する責任者です。この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

④A種

※当パンフレットのイメージPHOTOは実際の旅行地と異なる場合がございます。※当パンフレットの一部及び全部の複製を禁じます。